

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

開門談話相次ぐ-社民・日弁連

国に対して諫早干拓開門を命じた福岡高裁判決(12月6日)について、政党や各団体から賛同の談話が相次いでいる。

速やかに開門決断を

社民党

【社民党談話】12月6日・重野安正幹事長「本日、福岡高裁は、有明海沿岸の漁業者らが国営諫早干拓事業に関して起こした控訴審判決で、長崎県による造成農地取得のための公金支出差止については原告の訴えを棄却したものの、潮受堤防排水門の開門調査については5年間の開門を命じた一審判決を支持し、国側の控訴を棄却した。佐賀地裁判決に続き、高裁判決でも排水門の開門の必要性が認められたことを重く受け止め、政府は速やかに中・長期の開門調査を決断すべきである。潮受堤防排水門開門の是非については、本年4月28日に、当時与党であった社民党も参加した諫早湾干拓事業検討委員会において、座長を務めた郡司農水副大臣(当時)が、有明海再生の可能性を探り、開門の是非をめぐる争いに終止符を打つため、環境影響評価の実施や地元関係者の理解を前提としつつ、

「開門調査を実施することが適当」とする検討報告を取りまとめたい。検討報告から、すでに半年あまりが経過している以上、政治の意思としても、排水門の中・長期開門の判断を下し、調査に必要な体制整備に努めるべきである。

農水省は開門調査にかかる費用を問題にしているが、段階的な開門など、開門方法を工夫することによって費用を最小限にとどめることを検討すべきである。また、開門調査は干拓事業が漁業環境などに与えた影響について原因を探る有効な手掛かりである以上、現在進めて



いる環境アセスメントは、あくまでも開門を前提にして進めるべきである。なお、開門調査にあたっての農業者の営農対策、必要な防災については、基本的に国が責任を持つて進めるべきと考える。

社民党は、一刻も早い開門調査の決断を政府に求めるとともに、有明海の再生に向けて、今後も尽力していく決意である。

開門準備に着手を

日本弁護士連合会

【日弁連会長談話】12月6日・宇都宮健児会長「福岡高等裁判所は、2010年12月6日、国に対し、諫早湾干拓事業(以下「本件事業」という。)で作られた潮受け堤防の南北排水門の常時開放(以下「開門」という。)について、判決確定から3年以内に開門し、以後、5年間にわたって開門を継続することを命じた佐賀地裁判決を支持して、国の控訴を棄却する判決を言い渡した。

1997年4月の潮受堤防による閉め切り以降は、「有明海異変」と呼ばれる重大な海洋環境の変化のなか、2000年のノリ養殖業の歴史的な大不作をはじめとして深刻な漁業被害が生じ、その被害は年を追うごとに深刻になっている。

本判決は、潮受け堤防による締切りと諫早湾近傍場の一審原告らの漁

業被害との因果関係を認めただうえで、本件各排水門を常時開放しても防災上やむを得ない場合にこれを閉めることによって、その防災機能を相当程度確保できるため、現時点において、本件各排水門を常時開放することによって過大な費用を要することとなる等の事実は認められないこと等の理由で、上記のような開門を求めた。

当連合会は、本件事業に関し、1997年5月以降、会長声明及び意見書をそれぞれ2度にわたり発表し、排水門を開放し堤防内に海水を導入すること等を求め、また、本件事業の差し止めを求めた仮処分申立てについても、2度にわたり会長声明を発表して、本件事業の中止と諫早湾干潟と有明海の真の再生が1日も早く実現することを求め、さらに、本件の原審である佐賀地裁判決に關しても会長談話を発表し、ただちに開門の準備に着手することを求めたところである。

本判決は、当連合会が求めてきた開門を命じる原判決を支持するものであり、当連合会は、これを高く評価する。

当連合会は、国が上告等を断念し、佐賀地裁判決からすでに2年以上も期間が経過していることをふまえて、今こそ、ただちに開門する準備に着手し、有明海再生のために第一歩を踏み出すことを強く求めるものである。